

クーポンチラシを作成して 商品券を使ってもらおう！

【ごせんにここに商品券プラス補助金】

「ごせんにここに商品券」を取り扱う事業者で任意に組織された団体が商品券の利用促進を図るために作成するクーポン付等のチラシの費用（折込費含む）に対し補助金を交付します。

【対象者】

ごせんにここに商品券を取り扱う事業者で任意に組織された団体

【補助対象経費】

ごせんにここに商品券の利用促進のため、クーポン、値引き、サービス等の付加価値をつけたチラシ作成・折込費用

※補助対象団体が直接実施するもの

※令和4年12月28日までに実績報告書を提出できるもの

【補助額】

補助対象経費の2分の1（上限10万円）

※補助対象経費は消費税を除いてください。

※1,000円未満の端数は切り捨てです。

【申請手続き】

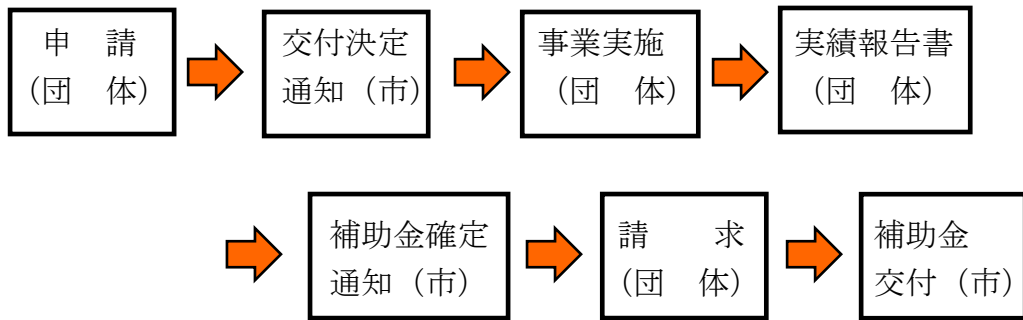
申請には以下の書類が必要です。

1. ごせんにここに商品券プラス補助金交付申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（別紙1）
3. 対象経費の見積書（写し）
4. 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

※申請回数に制限はありません。

※申請書は市役所（商工観光課、村松支所地域振興課）のほか、五泉商工会議所、村松商工会にもあります。五泉市ホームページからもダウンロードできます。

【申請から交付までの流れ】



※事業完了後、すみやかに実績報告書を提出してください。

※必要に応じて現地調査を行う場合があります。

【問い合わせ】

五泉市役所 商工観光課 商工係 TEL 43-3911